

は に ゆ う り ょ う し ま じ ゅ う り ょ う よ う は い す い ろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

令和8年7月発行

第25号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo-soumuka@hanyuryo.com



大越揚水機場（加須市大越地内）

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代会提出議案
- 令和6年度決算報告
- 令和8年度収入支出予算
- 令和8年度賦課金等について
- 令和7年度事業の実施状況
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- 組合員の皆様へ

理事長 野 中 厚



本日は総代会の開催にあたり、総代の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また常日頃より、当改良区の事業・運営に対し、並々ならぬご理解、ご協力を頂き、深く感謝申し上げる次第でございます。

また、本日の総代会にあたり、埼玉県農村整備課 西澤課長様の代理といたしまして川田副課長様、埼玉県加須農林振興センター 木村所長様、独立行政法人 水資源機構 利根導水総合管理所 秋場所長様には、年度末のご多用のところご臨席頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今年度のかんがい期につきましては、矢木沢ダム付近の積雪深も平年を上回り、消雪についても4月下旬頃ということで、平年よりは早いのですが、昨年より1ヶ月ぐらい遅かったという所でございます。かんがい期間中の降雨については、雨も少なく、梅雨入りが5月22日頃で、平年より2週間以上早く、梅雨明けも6月28日頃と、いずれも早く推移した年でございます。また、梅雨明け後7月10日に、埼玉県においては、大雨をもたらす前線が発生し、当改良区管内にいたしましても、洪水警報等が発表され、浸水被害もあったということでございます。夏に入りましたは高温が続き、3年連続の記録的な猛暑の夏となり、その後取水制限の懸念もありましたが、今年度のかんがい期間中も大きな災害もなく、皆様のご協力を頂きながら、何とか無事に乗り切ることができました。改めまして感謝を申し上げます。

次に当改良区の事業になりますが、当改良区が事務局を行っております国営土地改良事業地区調査「中川上流地区」につきましては、7年目が終わるところでございます。「地域防災対策一体型」での事業推進のもと、事業化へ向け有識者への現場確認、幹事会、各部会を丁寧に開催し、令和9年度の全体実施設計に向け着実に進んでいるところでございます。

また、この関係については皆様はじめ、組合員の方にも同意を頂き、事業が進んでいきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に令和7年度の当改良区の事業でございますが、先ほどの中川上流地区の事業路線との兼ね合いにより、大掛かりな水路改良工事はございませんが、揚水機場において、かんがい期間中に不具合が発生した関係により、急遽、県単事業において仕切弁等の交換工事を実施中であり、今月中旬ぐらいまでには竣工の予定でございます。

次に県営事業の関係でございますが、当管内においては現在、2つの県営事業を実施しております。まず「稲荷木落地区」でございますが、令和7年度においては、稲荷木落排水路を約200m 竣工予定でございます。残りが684mになり、令和11年度完了予定で進めているところでございます。また、同じく「稲荷木落地区」に該当する三尺落排水路、沼尻落排水路は、まだ未整備でございますが、事業全体とすると、約4,833mが完了したことになり、約4,997mが残っており、令和18年度の事業完了予定で進めているところであります。

次に「島中領地区」の石綿管交換工事であります。令和7年度は、幸手市外国府間地内において約700mの工事を実施してございます。総事業量約11.1kmのうち今年度の完了によって、総事業の約9kmが完了するものでございます。こちらの方は、令和10年度で事業完了の予定になってございます。

以上、今年度の事業等について説明させていただきましたが、農業経営については、一昨年以来「令和の米騒動」とも言われ、米価が高騰し、食を支える農業への関心が高まっているところでございます。そんな中ではございますが、昨今の燃料代や諸資材の値段の高騰等も、まだまだ先が見えないところでございまして、ここ最近は、カメムシの大量発生、猛暑の影響による生育不順、そして最近の天気の特徴として、降雨の減少、空梅雨、ゲリラ豪雨等、自然現象も著しく変化してきており、改めて自然現象の影響も大きく左右されることを再認識しているところでございます。そのような中で、改良区の運営もいろいろと多岐にわたり、年々厳しさを感じているところであります。昨今の農地離れ、耕作者の減少に伴う経営者不足というところから、休耕地の増大、そして耕作放棄地へと繋がっていく心配が欠かせません。休耕地また、耕作放棄地の増大は用排水路の維持管理にも大きな影響を及ぼし、改良区運営についても、大きな支障をきたすところでございます。そして昨今、国の方では、休耕地を抑制するため、農業経営の長期計画として、地域計画という事業を立ち上げています。こちらの方は、皆様もご存じのとおり、行政単位に今後の農地の減少、また農業を安定させるための施策というものであり、休耕地等の減少に歯止めがかかればと大きく期待をしているところであります。

次に改良区の資金源であります賦課金でございますが、開発等に伴う農地転用により、年々農地が減っていくやむを得ない状況の中で、運営していかなくてはなりません。また、農地が減っていく現状の中で、土地改良施設については、よほどのことが無い限り、廃止等はないのが現状であります。よって土地改良区においても、運営努力は務めてまいる所でございますが、今後、資金の面で、より運営が厳しくなることを感じております。役員会においても、引き続き議論を重ね土地改良区運営についても努力していく所存であります。総代の皆様には、重ねてご支援ご協力を頂けよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総代会、皆様方のお力をいただいて無事進行されますこと、また総代の皆様、組合員皆様のご健勝を御祈念申し上げ、本日はリモートで申し訳ございませんが、私、野中からの理事長挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。



総代会提出議案

- 議案第1号 令和6年度事業報告書、一般会計収入支出決算及び財務諸表の承認を求めることについて
- 議案第2号 特定施設維持管理基金の取り崩しについて
- 議案第3号 令和7年度専決処分の承認について
- 議案第4号 定款の一部改正について
- 議案第5号 規約の一部改正について
- 議案第6号 諸規程の一部改正について
- 議案第7号 令和8年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
- 議案第8号 令和8年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
- 議案第9号 令和8年度地区除外に伴う決済金について
- 議案第10号 令和8年度一般会計収入支出予算について
- 選挙第1号 役員補欠選挙について



(議案採決)

役員補欠選挙の結果について

令和8年3月9日の総代会にて役員補欠選挙を行い次の方が当選されました。

1. 理事

被選挙区	被選挙区域	氏名
第2被選挙区	羽生市（川俣地区）	小峰 裕幸
第10被選挙区	加須市（不動岡地区）	木村 欽一

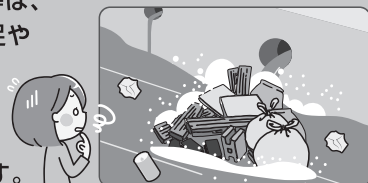
2. 員外理事（女性）

被選挙区	被選挙区域	氏名
全被選挙区	羽生市、加須市、久喜市、幸手市の住所者とする	候補者なし

お願い

水路にゴミを捨てないようにご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



- ・大切な用水のかけ流し等をなくし有効利用しましょう
- ・水路近くで遊んでいる子供たちを見かけたら一声かけて子供たちを水難事故から守りましょう
- ・水路のフェンスなど破損を見かけたら土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください

お知らせ

○総代・役員選挙が実施されます

当土地改良区総代の任期が令和 8 年 8 月 24 日で満了となり、土地改良法並びに定款などの規定により本年 8 月に選挙を行う予定です。

総代の任期は 4 年間で、組合員の皆様の代表として決算の承認、予算の議決、役員選挙等、重要事項を決める大切な仕事を担当します。

総代に立候補できる方は、組合員で年齢 18 歳以上の方、拘禁以上の刑に処せられて執行中ではない方です。

また役員（理事・監事）の任期は、令和 8 年 9 月 9 日で満了となり、選任された総代により 8 月下旬開催予定の臨時総代会で選挙されます。

理事は業務の執行機関であり、事業の推進、広報活動など重要な仕事にあたります。

監事は業務の執行及び財産、会計経理の状況を監査し、理事会・総代会に報告し、土地改良区を円滑かつ適正に運営するための監査の職務になります。

総代・役員の選挙区ごとの定数は下表のとおりです。

○総代・役員の選挙区ごとの定数

選挙区	選挙の区域		定数		
	市	地区名	総代数	理事数	監事数
第 1 区	羽生市	羽生・岩瀬・新郷	6 人	1 人	1 人
第 2 区	羽生市	川俣	3 人	1 人	
第 3 区	羽生市	須影	5 人	1 人	
第 4 区	羽生市	手子林	6 人	1 人	
第 5 区	羽生市	井泉	6 人	1 人	
第 6 区	羽生市	三田ヶ谷	5 人	1 人	
第 7 区	羽生市	村君	5 人	1 人	
第 8 区	加須市	大越	5 人	1 人	1 人
第 9 区	加須市	樋遣川	6 人	1 人	
第 10 区	加須市	不動岡	4 人	1 人	
第 11 区	加須市	三俣	5 人	1 人	
第 12 区	加須市	豊野	3 人	1 人	
第 13 区	加須市	原道	5 人	1 人	
第 14 区	加須市	元和	5 人	1 人	
第 15 区	加須市	東	3 人	1 人	1 人
第 16 区	久喜市	静	5 人	1 人	
第 17 区	久喜市・幸手市	栗橋・豊田・幸手市の一部	5 人	2 人	
員外理事（女性）		羽生市、加須市、久喜市、幸手市、いずれかの住所者		2 人	
計			82 人	20 人	3 人

令和 6 年度 決算報告

令和 6 年度 収支決算書

【一般会計】

令和7年5月31日現在（単位：円）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
1 土地改良事業収入	236,892,939	1 土地改良事業費支出	166,929,376
2 附帯事業収入	47,502,510	2 附帯事業費支出	0
3 基本財産運用収入	6,663,693	3 一般管理費支出	117,664,957
4 特定資産運用収入	2,979,606	4 土地改良事業負担金支出	31,717,300
5 補助金等収入	0	5 固定資産取得支出	0
6 交付金収入	0	6 出資金取得支出	129,997,738
7 寄付金収入	0	7 基本財産積立支出	3,788,623
8 業務受託料収入	13,656,500	8 特定資産積立支出	62,336,642
9 雑収入	8,196,830	9 雑支出	222,450
10 基本財産取崩収入	0	10 繰越金	71,537,990
11 特定資産取崩収入	177,846,223	11 予備費	0
12 固定資産売却収入	0		
13 繰越金	90,456,775		
収入合計	584,195,076	支出合計	584,195,076

貸借対照表

令和7年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
1 流動資産	120,082,118	1 流動負債	48,610,258
現金及び預金	99,556,111	預り金	1,511,079
未収賦課金等	8,008,084	賞与引当金	6,501,745
その他の未収金	539,300	適正化事業拠出金短期未払金	630,000
短期未収金	11,650,694	未払金	39,071,234
前払金	327,929	未払消費税等	896,200
2 固定資産	11,288,320,021	2 固定負債	88,347,631
(1) 基本財産	764,568,149	適正化事業拠出金長期未払金	1,062,000
基本財産積立金	343,118,149	職員退職給付引当金	85,801,453
基本財産有価証券	421,450,000	役員総代退任功労金引当金	1,484,178
(2) 特定資産	9,947,649,104	負債合計	136,957,889
所有土地改良施設	7,276,014,024		
土地改良施設用地等	20		
職員退職給付引当積立資産	57,274,983		
転用決済金積立資産	2,586,335,638		
維持管理積立金資産	11,473,959		
特定施設維持管理基金積立資産	16,550,480		
(3) その他固定資産	576,102,768		
土地	46,939,570		
建物	181,842,517		
車両運搬具	473,252		
器具備品等	1,356,030		
ソフトウェア	1,268,421		
適正化事業拠出金	1,020,000		
長期未収賦課金等	20,785,912		
出資金	327,635,624		
不納欠損引当金	△5,218,558		
3 繰延資産	0		
資産合計	11,408,402,139	負債及び正味財産合計	11,408,402,139

〇監査報告

令和 6 年度の羽生領島中領用排水路土地改良区の監査について、令和 7 年 8 月 29 日に運営状況及び事業報告書、収支決算書及び財産目録等について決算監査を行いました。監査結果については、監査報告書とおり、いずれも相違なく適正であったことを認めます。

総括監事 籠宮 博

令和 8 年度 収入支出予算

【一般会計】

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1 土地改良事業収入	252,540	46.7%	1 土地改良事業費支出	282,180	52.2%
2 附帯事業収入	48,140	8.9%	2 附帯事業費支出	10	0.0%
3 基本財産運用収入	5,700	1.0%	3 一般管理費支出	134,750	24.9%
4 特定資産運用収入	11,090	2.1%	4 土地改良事業負担金支出	39,600	7.3%
5 補助金等収入	3,820	0.7%	5 固定資産取得支出	40	0.0%
6 交付金収入	24,690	4.6%	6 出資金取得支出	10	0.0%
7 寄付金収入	10	0.0%	7 基本財産積立支出	5,620	1.0%
8 業務受託料収入	14,760	2.7%	8 特定資産積立支出	74,530	13.8%
9 雑収入	12,570	2.3%	9 雑支出	3,000	0.6%
10 基本財産取崩収入	10	0.0%	10 繰越金	0	0.0%
11 特定資産取崩収入	127,420	23.6%	11 予備費	1,050	0.2%
12 固定資産売却収入	30	0.0%			
13 出資金返還収入	10	0.0%			
14 繰越金	40,000	7.4%			
収 入 合 計	540,790	100.0%	支 出 合 計	540,790	100.0%

令和 8 年度実施予定事業

1. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
高須賀揚水機場	幸手市高須賀地内他	管水路工 L=1.1km（廃止含む）	農業用管水路更新工事

2. 県営稻荷木落排水路改修工事

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
稻荷木落排水路	加須市琴寄地内他	排水路護岸工 L=0.26km 排水路設計 1 式	水路改修工事

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
中里揚水機場	久喜市中里	一式	電動機整備補修、電気設備整備補修等
佐間第 3 揚水機場	久喜市佐間	一式	ポンプ・電動機整備補修等
佐間第 1 揚水機場	久喜市佐間	一式	ポンプ類・吐出弁整備補修等
自然排水路	加須市砂原	1 0 0 m	転落防止柵設置等

4. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
大越揚水機場	加須市大越	一式	1 号機逆止弁及び仕切弁等交換工事その他

令和8年度 賦課金等について

1. 賦課金

令和8年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	4.30 円
	畑	2.15 円
羽生領 第2地区	田	2.15 円
島中領地区	田・畑	5.00 円

徴収期間 上期 令和8年 7月1日～令和8年 7月31日

下期 令和8年11月1日～令和8年11月30日

2. 陸田等用水使用料

令和8年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、用水使用料を徴収します。

地区	用途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15 円

徴収期間 令和9年1月1日～令和9年2月1日

陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告です

異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります

耕作面積等の異動があったときは申告（陸田耕作異動申告書）をお願いします

1. 新たに陸田耕作を始めるとき

2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

（申告は令和8年9月30日迄に）

3. 目的外排水負担金

令和8年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87 円

放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き

2. 公共下水道や農業集落排水に接続されたときは取消の手続き

4. 施設使用料

令和8年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。

占用している面積・延長等により算出されます。

管理施設（水路敷等）の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったときは変更の手続き

2. 撤去されたときは取消の手続き

5. 地区除外決済金

農地を農地以外（宅地や雑種地等）に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第43条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（市街化調整区域・市街化区域）

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維持管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領 第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領 第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも地区除外決済金が発生します。

事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いいたします。

農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき（※1）
3. 資材置場等に一時使用するとき

（※1）田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます
【羽生領地区のみ】

● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式はホームページより ダウンロードできます

● 賦課金等の納付について

コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付ができます。

（金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアおよびスマートフォン決済アプリでは納付できません）

賦課金の納付書は、年額で10,000円以上の場合、上期と下期の2枚です。

年額で10,000円未満の場合、上期の1枚です。

口座から振替も可能です 申込みが必要になりますので用紙が必要な方はご連絡ください。

<口座振替のできる金融機関>

- | | | |
|-----------------|-------------------|--------------------|
| 1. 埼玉りそな銀行 本・支店 | 2. りそな銀行 本・支店 | 3. 足利銀行 本・支店 |
| 4. 武蔵野銀行 本・支店 | 5. 東和銀行 本・支店 | 6. 埼玉縣信用金庫 本・支店 |
| 7. 川口信用金庫 本・支店 | 8. ほくさい農業協同組合 各支店 | 9. 埼玉みずほ農業協同組合 各支店 |
| 10. ゆうちょ銀行 | | |

◎ 納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。

納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

令和7年度事業の実施状況

1. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施設名	施工箇所	事業量	事業費
高須賀揚水機場	幸手市外国府間地内	管水路工 L=0.64km	124,806,000 円

施工中
(石綿管撤去状況)



施工中
(管敷設状況)



2. 県営稻荷木落排水路改修工事

施設名	施工箇所	事業量	事業費
稻荷木落排水路	加須市旗井地内他	排水路護岸工 L=0.21km 路線測量等 1 式	254,180,000 円

施工前



施工後



3. 県費単独土地改良事業

施設名	施工箇所	事業量	事業費
大越揚水機場	加須市大越	2号機逆止弁及び仕切弁等交換工事	7,150,000 円

施工前



施工後



4. 改良区単独事業

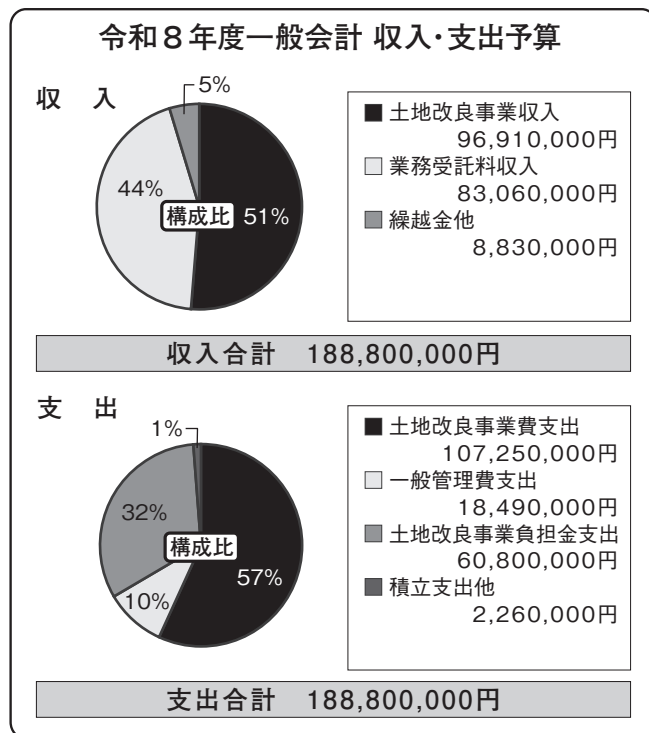
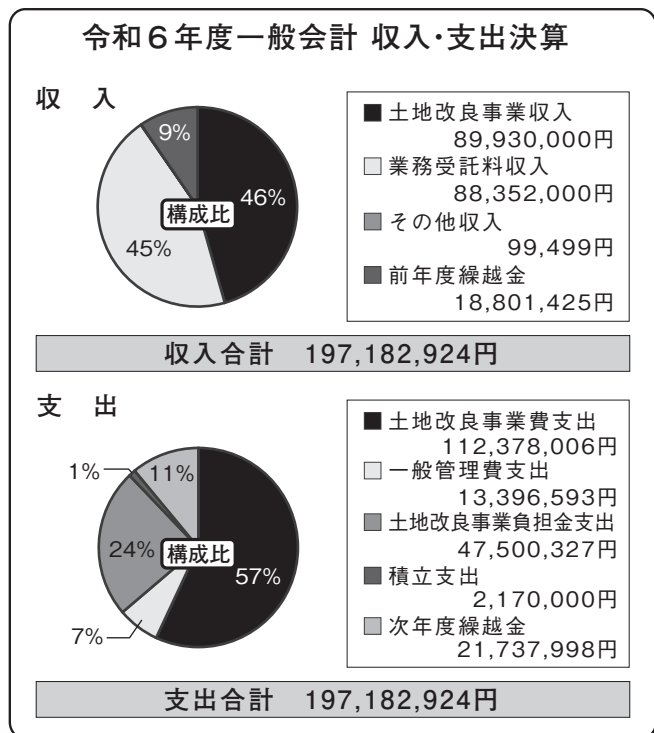
工事名	施設名	件数	事業費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路ほか	59 件	13,774,900 円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路ほか	121 件	76,995,601 円
水路修繕工事	樋遣川用水路ほか	28 件	19,886,900 円
樋管堰枠工事	才塚堰ほか	8 件	4,026,000 円
揚水機場等施設維持費	間鎌揚水機場	21 件	2,779,700 円
計		237 件	117,463,101 円

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は三郷市まで10市3町に跨る広大な農地に用水供給を行っています。本年度も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

また、中央管理所等の水管理施設（通水の遠方監視・遠方制御施設）については、令和7年度で国営利根中央土地改良事業による補修・更新が完了し、迅速で確実な監視・操作が可能となりました。

《令和8年3月24日通常総会が開催され、次のとおり可決決定されました》



◇令和8年度 所属土地改良区の連合費賦課額

所 属 土 地 改 良 区	賦 課 額
葛西用水路土地改良区	36,960,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	24,670,000円
合 計	61,630,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎令和8年3月24日 総会の様子



◎国営利根中央土地改良事業で更新した
水管理システム

キ
リ
ト
リ
線

上記に該当する場合は記入の上、提出してください（郵送可）様式は羽生領島中領用排水路土地改良区のホームページにもあります

組員資格得喪通知

（土地共有者名義等の代表者選任通知）

組合員資格得喪通知

(土地共有者名義等の代表者選任通知)

羽生領島中領用排水路土地改良区理事長 様

① 土地改良法第44条第1項により通知します

①	得喪の原因 (○で囲む)	1. 農地法第3条 所有権移転 ・ (売買、交換、贈与) ・ (使用貸借権、使用収益権、賃借権) 2. 農地法第3条の3 所有権移転 ・ (相続、時効取得、その他) 3. 農地法第18条 (合意解約) 4. 農用地利用増進法・農地中間管理機構(貸借) 5. その他()	取得組合員	住所	理事長	所長	総務課長	受付	通知受付月日
				フリガナ					
				氏名					
				生年月日	年	月	日生	性別	男・女
				電話番号	携帯			—	—

②	代表者 土地改良区の 組合員に関する一切の権限	住所	住 氏 氏 住 氏 住 氏 住 氏			
		フリガナ	被代表者	氏 氏 氏 氏 氏 氏		
		氏 氏 氏 氏 氏 氏	被代表者	氏 氏 氏 氏 氏 氏		
		生年月日	昭和、平成、令和	年	月	日
		電話番号	被代表者	氏 氏 氏 氏 氏 氏		

③	共有地 土地の 地表 含む 示	市 町 大字	地 番	地 目	用途	地 積	備 考

記載 注意	④ 組合員資格得喪通知 1. ①-1、3、4は、喪失組合員、取得組合員の押印が必要となります。①-2は喪失組合員の押印は必要ありません。また代理人がいる場合は、委任状に代理人の押印があれば、取得組合員、喪失組合員の押印は必要ありません。2. 一筆の内、一部を移動する場合は備考欄に登記簿面積を記入して下さい。⑤ 土地共有者名義等の代表者選任通知 (※ 共有者名義等土地がある場合のみ記入する) 1. 代表者は必ずご記入ください。被代表者が3名以上の場合には、別表に被代表者の住所・氏名を記入し添付してください。 2. 代表者の選任ができない場合には、共有者全員の住所、氏名及び特分を記載した共有者名簿を作成して添付してください。	月 日	原簿	台帳	備考